

**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
に基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)**

平成26年11月

**文部科学省研究振興局
振興企画課競争的資金調整室**

目 次

第1章 平成25年度の分析結果について	
1. 目的	1
2. 分析方法等	1
第2章 チェックリストの分析結果について	
1. チェックリスト分析結果の概要	3
2. 中項目の個別分析結果	4
[大項目1. 関係者の意識向上に関する事項]	
中項目①不正問題の研究者への周知	5
②事務職員の効率的な研究遂行への支援	5
③研究者と事務職員の相互理解の促進	6
④管理・監査体制の把握と改善点等の指示	6
[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]	
中項目①告発・通報を受ける体制の整備	7
②使用ルール等の相談体制の整備	7
③使用ルール等の周知と浸透度の把握	8
④職務権限(責任範囲)の明確化と適切な見直し	8
[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]	
中項目①問題把握と情報共有	9
②要因・背景の把握と対策の措置	9
③予算執行の把握・検証	10
④調達における取引のチェック	10
[大項目4. 不正防止対策に関する事項]	
中項目①問題に対する機関としての対策の措置	11
②検収業務の適切な機能	11
③発注業務の適切な機能	12
④旅費、謝金、人件費の検証	12
[大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項]	
中項目①関係部署との連携によるモニタリングの実施	13
②モニタリング情報の機関内への伝達	13
③リスクの除去に向けた実効性ある内部監査の実施	14
④内部監査の問題点に対する対策の措置	14
第3章 補足調査票の分析結果について	15
第4章 おわりに	21
参考資料 平成21年度～平成25年度における競争的資金の不正な使用に関して返還命令及び 応募制限措置等を行った事例(平成26年3月31日現在)	22

第1章 平成25年度の分析結果について

1. 目的

文部科学省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年1月18日改正）（以下、「ガイドライン」という。）第7節に基づき、ガイドラインを踏まえた機関における不正防止の体制整備等の実施状況に関する報告書（以下、「報告書」という。）の提出を平成19年度から機関に求めている。

本分析結果は、各機関から提出された報告書に基づき、数値による分析等を行い、各機関にフィードバックすることにより、①今後の各機関における不正防止の適切な体制整備等に関する取組の充実に資すること、②併せて広く社会に公表し、公的研究費及びその適正な管理に関する取組状況について、広く国民の理解を得られるよう支援・促進していくことを目的として実施している。

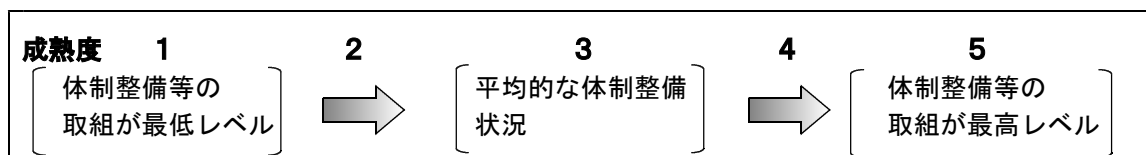
また、従来の現地調査に代えて、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査結果に対するフォローアップ」及び、第2次「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を実施し、調査結果を別途公表（http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1332672.htm参照）しており、本分析結果と併せて、今後の体制の整備・充実に検討する際の参考として活用願いたい。

2. 分析方法等

文部科学省では、従来の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の取組状況整理票」（以下、「実施状況報告書等」という。）に代わり、平成22年12月に「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を導入したところである。

チェックリストは、ガイドラインの第1節から第6節を、「1. 関係者の意識向上に関する事項」、「2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項」、「3. 不正発生要因の把握に関する事項」、「4. 不正防止対策に関する事項」、及び「5. 研究費のモニタリングに関する事項」の5つの大項目として整理している。5つの大項目は、不正防止のための体制を有効に機能させる取組として①から④までの4つの中項目に分類され、全20の中項目で構成されている。

また、自機関の現状が自己評価できるように、それぞれの中項目に以下の5段階の成熟度（評価項目）を設け、分析に当たっては、各機関が行った自己評価による成熟度を集計・平均値を算出し、分析を実施している。



平成25年度の分析に当たっては、平成25年度に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金の配分を受けた機関から提出されたチェックリスト（平成26年3月末時点）に基づき、分析を実施した。

平成26年3月末の集計時までのチェックリスト提出機関数は、下表Ⅰ「研究機関種別チェックリスト提出状況」のとおり、1, 583機関となっている。

■表Ⅰ 研究機関種別チェックリスト提出状況

研究機関種別	平成25年度		平成24年度	
	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)
国立大学	86	5.4	86	4.9
公立大学	83	5.2	82	4.6
私立大学	582	36.8	576	32.6
短期大学	209	13.2	215	12.2
高等専門学校	57	3.6	57	3.2
大学共同利用機関法人	20	1.3	19	1.1
国・都道府県の研究所	118	7.5	121	6.9
独立行政法人	106	6.7	95	5.4
民間企業	182	11.5	364	20.6
財団法人・社団法人	121	7.6	117	6.6
その他	19	1.2	33	1.9
合計	1,583	100.0	1,765	100.0

※四捨五入の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

また、ガイドラインは、その性格や規模の大きく異なる多様な研究機関に対し、一律の基準を強制しているものではない。下表Ⅱ「人員規模別チェックリスト提出状況」のとおり、チェックリスト提出機関のうち、全職員数50人未満の比較的小規模な機関が、平成25年度で339機関[21.4%]を占めている。これらの比較的小規模な機関においては、特に体制整備の面で、人的リソースの制約等からガイドラインに掲げる項目を直接的に実施することが困難である場合、各機関の特性に応じて、代替する創意工夫ある取組が措置されていけば足りる。この場合、これらの取組が必ずしもチェックリストの高い評点に位置付けられていないことを後段の「第2章2. 中項目の個別分析結果」の成熟度毎に示す取組の分布を考察する上で考慮しなければならない。

■表Ⅱ 人員規模別チェックリスト提出状況

人員規模別	平成25年度		平成24年度	
	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)
10人未満	45	2.8	93	5.3
10人以上～50人未満	294	18.6	342	19.4
50人以上～100人未満	338	21.4	354	20.1
100人以上～500人未満	594	37.5	641	36.3
500人以上	312	19.7	335	19.0
合計	1,583	100.0	1,765	100.0

※1)人員規模は、全職員数[研究者 + 事務職員数]

2)四捨五入の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

第2章 チェックリストの分析結果

1. チェックリスト分析結果の概要

○全ての平均値	3. 25[3. 16]
○大項目毎、中項目毎の平均値	
1. 関係者の意識向上に関する事項	3. 28[3. 19]
中項目：①不正問題の研究者への周知	3. 12[3. 04]
②事務職員の効率的研究遂行への支援	3. 48[3. 35]
③研究者と事務職員の相互理解の促進	2. 87[2. 80]
④ 管理・監査体制の把握と改善点等の指示	3. 65[3. 55]
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項	3. 14[3. 02]
中項目：①告発・通報を受ける体制の整備	3. 30[3. 18]
②使用ルール等の相談体制の整備	3. 35[3. 23]
③使用ルール等の周知と浸透度の把握	2. 78[2. 67]
④職務権限(責任範囲)の明確化と適切な見直し	3. 14[3. 01]
3. 不正発生要因の把握に関する事項	3. 16[3. 10]
中項目：① 問題把握と情報共有	2. 80[2. 76]
② 要因・背景の把握と対策の措置	2. 70[2. 62]
③ 予算執行の把握・検証	3. 71[3. 65]
④調達における取引のチェック	3. 44[3. 36]
4. 不正防止対策に関する事項	3. 33[3. 23]
中項目：① 問題に対する機関としての対策の措置	3. 27[3. 17]
② 検収業務の適切な機能	3. 80[3. 63]
③発注業務の適切な機能	2. 95[2. 90]
④旅費、謝金、人件費の検証	3. 31[3. 22]
5. 研究費のモニタリングに関する事項	3. 34[3. 27]
中項目：① 関係部署との連携によるモニタリングの実施	3. 56[3. 47]
②モニタリング情報の機関内への伝達	3. 20[3. 15]
③ リスクの除去に向けた実効性ある内部監査の実施	3. 18[3. 11]
④ 内部監査の問題点に対する対策の措置	3. 42[3. 34]

※1)[]内は、平成24年度の評点。

2) は評点の平均値が高い項目。

3) は評点の平均値が低い項目。

【評価項目全体を通じた所見】

- ・ 昨年と比して全ての項目において、平均値が上がっている。これは各機関がガイドラインにおける取組を着実に実施することにより、全体の成熟度が上がってきている結果である。
(全ての平均値の推移 平成24年度:3.16 → 平成25年度:3.25)
- ・ 平均値の高い項目及び平均値の低い項目については、昨年と同様の結果となっている。
- ・ 平均値の高い項目（体制整備面等）では、引き続きさらなる進捗が見られた。
- ・ 平均値の低い項目を見ると、不正発生要因・背景の把握と対策の措置、使用ルール等の周知と浸透度の把握、問題把握と情報共有など、整備した体制・ルールに関する検証・問題点の把握とそれらを踏まえた、不正を未然に防止するための方策等へフィードバックする取組が、十分ではないとする自己評点結果となっている。
- ・ これら平均値の低い項目において、その取組が十分でない原因は各機関の状況により様々であると思慮されるが、各機関においては、その原因を把握し、早急に改善し、不正防止の適切な体制整備に関する取組の充実を図ることが急務である。

【平均値の高い項目】 ※< >内は、平均値、文頭の枝番号は、対応する大項目・中項目を示す。

4-②検収業務が適正に機能していますか。〈3. 80〉

3-③予算執行について、把握・検証されていますか。〈3. 71〉

1-④最高管理責任者は、管理・監査体制の全般を把握し、改善点等を適切に指示していますか。〈3. 65〉

【平均値の低い項目】

3-②不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。〈2. 70〉

2-③研究費の使用ルール等について、研究者に対し周知させ、また、その浸透度を把握していますか。〈2. 78〉

3-①研究現場における研究費の使用について問題がないか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか。〈2. 80〉

2. 中項目の個別分析結果

各中項目の評価項目毎に、機関数及びその全体に占める割合を算出するとともに、全機関の成熟度の平均値及び所見を記載している。

チェックリストの1～5の中項目の個別分析結果は、以下のとおりである。

【大項目1. 関係者の意識向上に関する事項】

中項目① 研究費不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者に認識させるための取組を行っていますか。

趣旨

競争的資金等は国民の税金を原資としており、適正な執行が求められることから、執行に当たってはルールに従わなければならないことを研究者は認識することが重要である。また、一研究者の研究費の不正使用の問題により、当該機関及び研究活動に携わる全ての者に対し疑念を持たれかねない。このことについて、全ての研究者が認識を共有するよう、機関として取り組むことが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費不正が機関に影響を及ぼすことについて、研究者に注意喚起をしている。	49	(4.2%) 3.1%
2	研究費不正に関する情報収集に努め、研究者に周知させている。	243	(19.5%) 15.4%
3	研究費不正の重大さについてわかりやすく整理し、研究者に説明会等により周知させている。	904	(54.2%) 57.1%
4	研究費不正の重大さを研究者が理解しているか確認し、理解度が不十分な場合には、その向上のための取組を行っている。	239	(11.8%) 15.1%
5	「4」の取組によって、機関に所属する全ての研究者が、研究費不正の重大さについて認識を共有している。	148	(10.2%) 9.3%

◆全機関の平均値 3.12(3.04)

◆所見

・成熟度3「説明会等により周知」以上の取組が81.5%を占めており、取組の充実が図られている。一方で、成熟度1・2の「注意喚起」・「周知」のみに留まっている機関の割合が、前年度と比べて減少しているものの、18.4%を占めている。

中項目② 事務職員は公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援する立場にあると認識させるための取組を機関として行っていますか。

趣旨

事務職員においては、関係法令やルール、関係制度を良く理解し、専門性の向上に努めることが求められる。研究費の管理に当たっても、事務職員は適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援する立場にある。機関は、事務職員にこの認識を浸透させることが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究現場で行われる研究費執行の事務処理は、研究者又は研究室の秘書等に任せている。	29	(3.5%) 1.8%
2	研究現場で行われる研究費執行の事務処理についてマニュアルが作成され、特に留意する点を含めて説明会等により周知させている。	396	(27.5%) 25.0%
3	「2」に加え、事務部門が、非効率な研究費執行に係る情報を集約している。	335	(22.0%) 21.2%
4	「3」に基づき、事務部門が、具体的な対策を研究現場に指示している。	433	(24.0%) 27.4%
5	「4」の取組の結果、事務部門及び研究室の秘書等が、効率的な研究費執行に向けた取組を日常的に行っている。	390	(22.9%) 24.6%

◆全機関の平均値 3.48(3.35)

◆成熟度の評価結果

・成熟度2「マニュアルの作成、周知」以上の取組が98.2%を占めており、事務職員の資質向上に向けた取組が進展している。

※（ ）内は、平成24年度の割合。

【大項目1. 関係者の意識向上に関する事項】

中項目③ 部局責任者等は、研究者と事務職員の相互理解の促進に努めていますか。 趣 旨 研究者と事務職員が日常的な意思疎通を行うことにより、研究費を執行する上での問題点について相談しやすくなったり、研究者の状況を把握出来たりするなど、研究費の不正使用の発生を未然に防ぐことが期待できる。また、研究者と事務職員の相互理解によって、より実効性のある不正防止対策を策定することが出来る。このため、部局責任者等が研究者と事務職員の相互理解に努めることが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	部局等において、研究者が事務職員に相談しやすい環境づくりに努めている。	108	(7.9%) 6.8%
2	研究者からの相談内容及び回答を、部局等の全ての研究者及び事務職員に必要なに応じて周知させている。	665	(44.4%) 42.0%
3	当該部局において研究現場の問題点を話し合う場を定期的に開催し、研究者及び事務職員の双方が出席して相互理解に努めている。	370	(22.3%) 23.4%
4	「3」に加え、当該部局において研究費不正の要因把握やその防止対策の検討を行っている。	203	(10.2%) 12.8%
5	「4」に加え、当該部局において、研究者と事務職員が、それぞれの立場や意識を正確に理解し、問題点があった場合には改善に向けた取組を行う体制となっている。	237	(15.2%) 15.0%
◆全機関の平均値 2.87(2.80)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度2「相談内容・回答を全ての教職員に必要なに応じて周知」以上の取組が93.2%を占めており、ガイドラインにおける体制整備等を通じて、各機関における研究者と事務職員のコミュニケーションの円滑化・協働体制の構築に向けた取組の着実な進展が見られる。			

中項目④ 最高管理責任者は、管理・監査体制の全般を把握し、改善点を適切に指示していますか。 趣 旨 機関が競争的資金等の管理を行うに当たり、最高管理責任者は、ガイドラインにあるように「研究費の不正な使用が行われる可能性が常にある」ことを認識して管理・監査体制を把握した上で、責任者として適切にリーダーシップを発揮して予防や改善することが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	最高管理責任者は、機関の不正防止に向けた取組を理解している。	17	(1.9%) 1.1%
2	「1」に加え、機関全体の管理・監査体制について、責任体系を明確にした上で、権限委任した下位の管理者に任せている。	254	(17.8%) 16.0%
3	最高管理責任者は、機関の不正防止に向けた取組が適正に運用されているか把握している。	409	(29.9%) 25.8%
4	「3」に加え、最高管理責任者は、機関全体の管理・監査体制の運用状況をもとに、改善点の指示を行うこととなっている。	483	(24.0%) 30.5%
5	「4」に加え、最高管理責任者は、社会の環境変化を適時に認識し、適切に対応している。	420	(26.5%) 26.5%
◆全機関の平均値 3.65(3.55)			
◆成熟度の評価結果 ・「機関内の責任体系の明確化」を前提とした成熟度2以上の取組が98.9%を占めており、競争的資金等の運営・管理に関する責任体系の明確化については、概ね全ての機関で整備されている。一方で、最高管理責任者が機関全体の管理・監査体制をもとに改善点の指示などを行うとした機関が約半数に留まっている。			

※（ ）内は、平成24年度の割合。

[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]

中項目① 研究費の不正使用に関しての告発・通報を受け付けることの出来る体制等が構築されていますか。 趣 旨 不正等の問題を機関の職員等が通報した場合、機関は通報者に十分配慮した上で、迅速に対応出来るよう体制を構築することが必要である。また、事実確認のための調査の実施過程では、外部有識者を加えるなど透明性を高めることも重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	研究費の不正使用に関しての告発・通報を、既存の部署が個別に受け付けている。	40	(4.0%) 2.5%
2	研究費の不正使用に関しての告発・通報を受け付ける窓口を設置している。	197	(14.4%) 12.4%
3	研究費の不正使用に関しての告発・通報ができる体制を構築し、機関内に周知させている。	860	(53.4%) 54.3%
4	研究費の不正使用に関しての告発・通報について、処分や開示方法について機関としての統一した対応方針及び体制があり、職員が適切に対応できるよう研修等を行っている。	228	(13.8%) 14.4%
5	研究費の不正使用に関しての告発・通報を受けた場合に、当該研究機関の役員以外の第三者をいれた検証を行う体制となっている。	258	(13.5%) 16.3%
◆全機関の平均値 3.30(3.18)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度2「受け付け窓口の設置」以上の取組が97.5%を占めており、概ね全ての機関で体制が整備されている。			

中項目② 研究費の使用ルール等に関しての相談を受け付けることの出来る体制等が構築されていますか。 趣 旨 ルール等に関する相談を受け付ける体制（研究者が部局の事務職員に、部局の事務職員が本部の事務職員になど）、及びそれらをしやすい体制を構築し周知させることは、研究費のルール等の誤解や理解不足を解消し、不正使用の発生を未然に防ぐ上でも重要である。そして、体制が十分に機能するためには、寄せられた相談に対して、適切な対応を職員が行えるよう、機関で取り組むことが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	ルール等に関しての相談を、既存の部署が個別に受け付けている。	42	(4.8%) 2.7%
2	ルール等に関しての相談を受け付ける窓口を設置している。	156	(12.0%) 9.9%
3	ルール等に関しての相談が出来る体制を構築し、機関内に周知させている。	848	(53.4%) 53.6%
4	ルール等に関しての相談について、職員が適正な対応が出来るよう、体制を整えとともに研修等を行っている。	282	(15.0%) 17.8%
5	ルール等に関する相談のうち、ルールと研究現場の実態が乖離している場合にも、適正な対応が出来る体制となっている。	255	(14.9%) 16.1%
◆全機関の平均値 3.35(3.23)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度3「体制を構築し、周知させている」が87.5%を占めており、さらに、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる成熟度2「相談を受け付ける窓口の設置」以上の取組が97.4%を占めており、概ね全ての機関で体制が整備されている。			

※（ ）内は、平成24年度の割合。

[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]

中項目③ 研究費の使用ルール等について、研究者に対し周知させ、また、その浸透度を把握していますか。 趣 旨 競争的資金等研究費には個々のルール・運用があり、理解不足や誤解によるルール違反が生じやすいため、機関は使用ルール等を研究者に周知することが必要である。あわせて、一方的な通知や伝達では効果は限られるため、ルール等について、研究者の浸透度を確認することが重要である。その上で、浸透度の低い事項については、高めていくための対策に取り組むことも重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	競争的資金等の受給を希望する研究者に対して、ルール等の資料配付等を行っている。	89	(7.7%) 5.6%
2	研究者を対象とした、ルール等に関する説明会等を実施している。	496	(34.8%) 31.3%
3	全ての研究者を対象として、定期的にルール等に関する説明会等を実施している。	755	(45.2%) 47.7%
4	「3」に加え、機関内で研究者に対しアンケート等の調査を実施し、ルール等の浸透度を把握している。	156	(7.5%) 9.9%
5	「4」を踏まえ、研究者への浸透がしにくい又は研究者が誤解しやすいルール等について、重点的に周知させる取組みを実施している。	87	(4.8%) 5.5%
◆全機関の平均値 2.78(2.67)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度2、3の「ルール等に関する説明会等の実施」の取組を行っている機関が約8割を占めているものの、ルール等の浸透度を把握等しているとした機関は約1割強に留まっている。			

中項目④ 研究費の執行に当たり、職務権限と責任範囲に関し研究者が理解し、また、実態と乖離しないような適切な見直しが図られていますか。 趣 旨 研究費の執行に当たり、機関は研究者と事務職員の役割分担が明確になるよう、両者の職務権限と責任範囲を定め、周知させることが重要である。また、変わりうるものである研究現場の実態を定期的に把握し、適切に見直しを行うことが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費の使用について、研究者及び事務職員の職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	77	(7.8%) 4.9%
2	研究費の使用について、研究者及び事務職員に対して職務権限（責任範囲）及び業務分担に関する資料配付等を行っている。	385	(25.9%) 24.3%
3	研究費の使用に関する職務権限（責任範囲）及び業務分担について、適宜、研究者及び事務職員に説明会等を行っている。	589	(36.3%) 37.2%
4	「3」に加え、研究現場の状況と乖離しないよう、定期的に見直しを行っている。	309	(17.3%) 19.5%
5	「4」を踏まえ、研究費の使用について、研究現場の要請を踏まえた効率的な運用や円滑さに配慮した運用を行うための取組みがなされている。	223	(12.7%) 14.1%
◆全機関の平均値 3.14(3.01)			
◆成熟度の評価結果 ・多くの機関で「職務権限（責任範囲）及び業務分担」について一定の手段により周知しているとしているが、一方で、29.2%の機関は資料配付等による周知しか実施していない。			

※（ ）内は、平成24年度の割合。

[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]

中項目① 研究現場における研究費の使用について問題がないか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか。

趣旨
 研究費の不正が起こるのは機関の管理体制や体質の問題でもあり、全ての者が自らの組織の問題として認識することが重要である。そのためにも、自機関の問題点や不正発生要因を研究者及び事務職員に周知し、共有することが重要である。また、研究現場の実態をよりの確に踏まえるためにも、問題点の把握に当たっては、事務部門と研究者とが共同して取り組むことが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	事務部門は、研究現場における研究費の使用についての問題を把握するように努めている。	34	(2.9%) 2.1%
2	研究者及び事務職員は、研究現場における問題を認識している。	499	(34.4%) 31.5%
3	研究現場における研究費の使用について、研究者と事務職員の間で、定期的に話し合う場を通じて、機関内で問題意識を共有している。	868	(50.8%) 54.8%
4	研究現場における研究費の使用における問題について、研究者や事務職員に対する意識調査を行い、それらの結果に基づき、機関内で問題意識を共有している。	118	(7.2%) 7.5%
5	研究費の使用に関する自機関固有の問題を体系的に整理把握し、それらをもとに全ての研究者及び事務職員に対して啓発活動を行っている。	64	(4.7%) 4.0%

◆全機関の平均値 2.80(2.76)

◆成熟度の評価結果
 ・成熟度2「問題を認識」及び3「定期的に話し合う場を通じて、問題意識を共有」で86.3%を占める一方、4「意識調査を行い、機関内で問題意識を共有」以上の割合は11.5%に留まっている。

中項目② 不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。

趣旨
 「預け金」や「プール金」等の不正が生じる要因や背景には、研究者と業者の癒着の問題、研究者やアルバイト等の勤務時間管理の問題等様々な問題がある。そのため、機関は、具体的な要因や背景を把握、分析し、取り組まなくてはならないことを整理した上で、不正防止計画を策定して対策を実施することが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	不正の起こりうる要因や背景について問題意識を持っている。	104	(8.8%) 6.6%
2	「1」について、具体的な要因や背景を把握・分析し、対策のための検討を行っている。	791	(51.4%) 50.0%
3	「2」について、不正の起こりうる要因や背景について、自機関における具体的な要因や背景を把握し、体系的に整理（評価及び優先順位付けを含む）している。	350	(20.5%) 22.1%
4	「3」を踏まえた具体的な是正計画を立案している。	150	(7.8%) 9.5%
5	「4」について、継続的に、不正の起こりうる要因や背景を把握し、是正計画を立案し、改善に向けた取組を行う体制となっている。	188	(11.4%) 11.9%

◆全機関の平均値 2.70(2.62)

◆成熟度の評価結果
 ・不正の起こりうる要因や背景について問題意識を持っている、又は具体的な要因や背景を把握・分析し、対策のための検討を行っているものの、体系的な整理や具体的な是正計画の立案にまで至っていない機関が56.6%を占めている。

※（ ）内は、平成24年度の割合。

[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]

中項目③ 予算執行について、把握・検証されていますか。 趣 旨			
研究費の適正な執行を行うためには、予算の執行管理が適切になされることが重要である。例えば、研究費の執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務部門は必要に応じてその理由を確認し、問題があると判断した場合には改善を求めるなど、予算執行状況を事務部門が適宜把握することが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究者又は研究室の秘書等が残額を把握している。	8	(1.1%) 0.5%
2	「1」に加え、事務部門が研究者毎の残額を把握している。	209	(14.4%) 13.2%
3	「2」に加え、事務部門が、発注段階から予算執行状況を常時、把握することが出来る体制となっている。	228	(16.7%) 14.4%
4	「3」をもとに、事務部門又は部局責任者が、予算執行状況について確認をしながら、必要に応じて研究者に対する指導を行っている。	933	(54.2%) 58.9%
5	予算の執行が計画通りでない場合に、その要因の調査分析を行うとともに、機関のルール等に問題がある場合は、必要な正措置を行う体制となっている。	205	(13.6%) 13.0%
◆全機関の平均値 3.71(3.65)			
◆成熟度の評価結果			
・成熟度2「事務部門が研究者毎の残額を把握」以上の取組を行っている機関が、ほぼ全てを占めており、全ての中項目を通じて、「全機関の平均値」が最も高い。			

中項目④ 調達において異常と思われる取引がないかチェックしていますか。 趣 旨			
調達における異常と思われる取引による不正には、「架空取引」や「業者に対する預け金」等があるが、その要因には、研究者と業者との関係が過度に緊密になり、癒着することが挙げられる。この問題を未然に防ぐための対応策として、研究者毎に、特定の業者や特定の時期に偏った調達が見られないかなどについて確認・検証することが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	事務部門は、支払に必要となる書類の確認を行っている。	13	(1.6%) 0.8%
2	「1」について、担当者は、取引先や取引の頻度などの調達状況について留意しながら書類の確認を行っている。	150	(12.9%) 9.5%
3	事務部門は、取引先や取引の頻度など個々の調達状況について異常と思われる取引を把握出来る体制となっている。	801	(48.6%) 50.6%
4	事務部門は、異常と思われる取引の有無について、定期的に検証を行い対策を講じる体制となっている。	373	(21.6%) 23.6%
5	「4」に加え、想定される異常と思われる取引について、未然に防止するための対策を講じている。	246	(15.3%) 15.5%
◆全機関の平均値 3.44(3.36)			
◆成熟度の評価結果			
・成熟度4「定期的に検証を行い、対策を講じている」以上の取組は、着実に進展している。			

※（ ）内は、平成24年度の割合。

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

中項目① 研究費の使用について把握された問題に対し、機関として対策が講じられていますか。 趣旨 研究費の不正防止対策は、機関全体で取り組むことが重要である。機関は、研究現場の実態と自機関の問題点を把握した上で、実効性のある不正防止対策を取ることが求められる。その上で、その対策が機能しているか検証し、必要に応じて見直すことも重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費の使用について把握された問題に対し、事務部門が対応を図る体制となっている。	24	(2.2%) 1.5%
2	研究費の使用について把握された問題に対し、事務部門と研究者が協力して原因の特定に努め、改善を図る体制となっている。	368	(26.2%) 23.2%
3	「2」の原因に対する具体的な対応策が、機関の正式な意思決定のもとに講じられる体制となっている。	661	(42.3%) 41.8%
4	研究費の使用において把握された問題点への改善策が機能しているのか、定期的に点検を行う体制となっている。	215	(10.7%) 13.6%
5	研究費の使用に当たってルールと実態が乖離している場合、ルールや実態等を検証し、必要に応じて見直すための体制となっている。	315	(18.6%) 19.9%
◆全機関の平均値 3.27(3.17)			
◆成熟度の評価結果 ・改善策が機能しているかの検証や更なる改善につながる体制となっているとした機関の割合は、着実に進展している。			

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

中項目② 検収業務が適正に機能していますか。 趣旨 検収においては、業者に発注した研究者（又は事務部門に業者への発注を依頼した研究者）などの当事者でなく、それ以外の第三者のチェックが有効に機能するような仕組みを構築し、運用することが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	検収業務について、手続きの職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	21	(2.1%) 1.3%
2	「1」について、ルールの遵守などの注意喚起を、研究者及び関係者に行っている。	131	(14.5%) 8.3%
3	検収業務は、発注した担当者以外の者が検収を行っている。	401	(26.2%) 25.3%
4	「3」について、発注者とは異なる独立した組織（研究室・部署）の担当者が、責任をもって検収を行うことが明確な体制となっている。	619	(32.6%) 39.1%
5	原則として全ての調達について、発注から検収までの一連の業務プロセスが、発注者（研究者）から分離された体制となっている。	411	(24.6%) 26.0%
◆全機関の平均値 3.80(3.63)			
◆成熟度の評価結果 ・「全機関の平均値」は、全ての中項目を通じて最も高い値であり、90.4%の機関が成熟度3「発注した担当者以外の者が検収を行っている」以上の取組を行っており、一定の体制整備が進んでいる。			

※（ ）内は、平成24年度の割合。

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

中項目③ 発注業務が適正に機能していますか。 趣 旨 発注業務においては、特定の業者に偏った発注が行われていないかの確認や、業者の選定について事務部門や会計システムを介在させるなどの効果的な牽制を取り入れることにより、研究者と業者の癒着の防止に取り組むことが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	発注業務について、手続きの職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	162	(11.6%) 10.2%
2	「1」について、ルールの遵守などの注意喚起を、研究者及び事務職員のほか取引先業者にも行っている。	409	(26.3%) 25.8%
3	発注状況について、発注者とは異なる事務部門において、実際の発注処理が適時に反映された会計システムなどを通して、常時把握出来る体制となっている。	562	(34.8%) 35.5%
4	発注動向を定期的にモニタリングして、異常や疑問を生じた場合には、関係者からヒアリングなどを行い、原因分析と対策を講じる体制となっている。	247	(14.6%) 15.6%
5	発注業務について、発注者と取引先業者の関係が緊密になりすぎないような具体的な取組みを行っている。	203	(12.6%) 12.8%
◆全機関の平均値 2.95(2.90)			
◆成熟度の評価結果 ・取組全体の進展は見られるが、成熟度4「定期的にモニタリングして、原因分析と対策を講じる」以上の具体的な取組を行っている機関の割合は、28.4%に留まっている。			

中項目④ 旅費、謝金、人件費について、適正に執行していることを検証していますか。 趣 旨 旅費、謝金、人件費の執行に関する確認は、書類の要件が具備されているかといった形式的な側面だけでなく、不正発生要因となりかねないリスクの高い部分に着目して行うことが重要である。また、書類の確認とともに、その実態について、支払を受ける者へのヒアリング等を行うことによって、いわゆる「カラ出張」、「カラ謝金」、「プール金」の不正防止に取り組むことが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	旅費、謝金、人件費について、ルール、職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	45	(4.0%) 2.8%
2	旅費、謝金、人件費について、研究者及び事務職員などに対して、定期的に不正が起りやすい要因の注意喚起をしている。	195	(15.9%) 12.3%
3	「2」に加え、旅費、謝金、人件費について、勤怠管理の確認や支払いを受ける者の実在性の確認など、具体的要因も検証している。	752	(46.6%) 47.5%
4	「3」について、関係書類との突き合わせを行い、書類間の不整合がないか確認するとともに、ヒアリングなどによっていわゆるプール金の存在等についても定期的に検証している。	409	(21.0%) 25.8%
5	「4」に加え、プール金が発生する可能性を分析し、それらが発生しないような仕組みを構築し、未然に防止するための取組みを行っている。	182	(12.5%) 11.5%
◆全機関の平均値 3.31(3.22)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度3「実在確認、具体的要因の検証」以上の取組を行っている機関の割合が84.8%を占めており、一定の体制が整備されているものの、15.1%の機関が注意喚起等に留まっている。			

※（ ）内は、平成24年度の割合。

【大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項】

中項目① モニタリングは、関係部署と連携しながら取り組まれていますか。 趣旨 機関のモニタリング体制については、各部署のみならず、連携をとることにより、不正の発生を未然に防止する組織的な牽制の仕組みを構築することが重要である。さらに、組織的牽制が機能しているか、他の部署による実態確認を含め検証を行い、機関全体として牽制効果を高めることが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	支出を担当する部署のみが、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。	90	(6.2%) 5.7%
2	「1」に加え、研究活動の支援を担当する部署においても、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。	164	(12.6%) 10.4%
3	支出を担当する部署と研究活動の支援を担当する部署が連携をとりながら、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。	415	(28.1%) 26.2%
4	「3」に加え、内部監査において、定期的に支出内容の妥当性について検証している。	596	(33.9%) 37.3%
5	支出状況についてのモニタリングに当たっては、定期的に支出内容についての分析を行い、異常又は検討が必要と考えられる場合には、適宜、その内容を検証して関係部署に改善を促す体制となっている。	318	(19.2%) 20.1%
◆全機関の平均値 3.56(3.47)			
◆成熟度の評価結果 ・モニタリングは、何らかの形態で概ね全ての機関で実施されている。成熟度3「複数の部署の連携により、モニタリングを行っている」以上の取組も83.6%を占めており、組織的なモニタリング体制の整備が進展している。			

中項目② モニタリングによって得られた情報は、機関内に適切に伝達されていますか。 趣旨 不正防止の取組を有効に機能させるためには、不正防止計画の策定と実行だけでなく、適切なモニタリングとその結果を踏まえた改善が重要である。そのためには、内部監査部署等はモニタリングによって得られた情報を整理し、機関内の関係者に適切に伝達するとともに、問題がある場合には、最高管理責任者の指示の下、不正防止に向けた改善を行うことが重要である。			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費の執行に関わる担当者が、日常業務の中で気になった点がある場合は、上司に伝えている。	27	(2.2%) 1.7%
2	異常または検討が必要と考えられる事象が生じたときには、発見した部署だけでなく、適宜関係の部署と協議を行っている。	517	(35.1%) 32.7%
3	担当部署とは独立した別の組織(内部監査部署等)がモニタリングをする仕組みが出来ており、その結果は最高管理責任者に報告されている。	321	(20.7%) 20.3%
4	「3」に加え、モニタリング結果について、担当部署を含む関係部署と情報共有をし、問題があった場合には具体的な改善への取組を行う体制となっている。	547	(30.3%) 34.6%
5	「4」について、定期的に最高管理責任者及び統括管理責任者に報告されるとともに、理事会や取締役会等において具体的な対応策についての協議がなされ、それらが現場にフィードバックされている。	171	(11.8%) 10.8%
◆全機関の平均値 3.20(3.15)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度3「独立組織がモニタリングを実施・報告」以上の取組は、着実に進展している。			

※ () 内は、平成24年度の割合。

【大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項】

中項目③ 不正発生リスクの除去に向けた実効性のある内部監査が行われていますか。 趣 旨 内部監査部署等は、漫然と監査を行うのではなく、自機関に存在するリスクの除去に向けて、問題意識を持って実効性のある監査を行うことが重要である。そのためには、事前にリスクを把握分析することも必要である。あわせて、担当部署を中心としてリスクの原因を分析し、監査後に的確な対策を講じることが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	内部監査部署等の整備や監査の実施等について検討を行っている。	114	(8.4%) 7.2%
2	調達・会計処理を行う部署とは独立した組織（内部監査部署等）が内部監査を行う体制となっている。	222	(16.3%) 14.0%
3	「2」について、定期的に内部監査を実施している。	659	(41.5%) 41.6%
4	「3」について、監査計画の立案に当たっては予め不正が発生するリスク要因を評価して監査対象の範囲や優先度を決めるとともに、監査結果を報告書にまとめている。	444	(23.6%) 28.0%
5	「4」に加え、専門知識を有した人員を配置し、監査結果に基づき判明した内容に対して、今後、同様な不正が発生しないようにリスク要因を予め除去するための具体的な対策を講じている。	144	(10.2%) 9.1%
◆全機関の平均値 3.11(3.11)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度3「定期的に内部監査を実施している」以上の取組は、78.7%となっており、そのうち、「リスク要因を評価し、実施」以上の取組は、37.1%に留まっている。			

中項目④ 内部監査の確認の結果、問題点があった場合、それらが適切に最高管理責任者に報告され、責任者の指示の下に対策が講じられる体制となっていますか。 趣 旨 モニタリングによって把握された体制又は運用上の不備などの問題点は、必要に応じて最高管理責任者に報告されることが重要である。報告を受けた最高管理責任者は、責任者としてリーダーシップを発揮して問題点の解決を図ることが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	内部監査を通じて問題点が検出された場合、担当部局内で、改善に向けた対応を行う体制となっている。	46	(3.3%) 2.9%
2	「1」に加え、全ての内部監査結果は、最高管理責任者に伝わる体制となっている。	284	(21.6%) 17.9%
3	「2」に加え、具体的な改善策の検討に当たっては、部局責任者や統括管理責任者も参画する体制となっている。	421	(27.7%) 26.9%
4	「3」について、監査上の検出事項について、最高管理責任者は、自らの指示の下、その具体的な改善策の検討を行い、改善に向けた具体的な取組の指揮をとる体制となっている。	628	(32.4%) 39.7%
5	内部監査部署を機関の長の直轄組織として位置づけ、監査上の検出事項及び具体的な改善策について理事会、取締役会等に定期的に報告がなされるほか、理事会等において改善策についての具体的な審議・意思決定がなされる体制となっている。	204	(15.0%) 12.9%
◆全機関の平均値 3.42(3.34)			
◆成熟度の評価結果 ・内部監査結果が最高管理責任者に伝達される体制を前提とした成熟度2以上の取組の機関が97.4%を占めているものの、約半数の機関が、最高管理責任者がリーダーシップを発揮して問題点の解決を図る体制までには至っていない。			

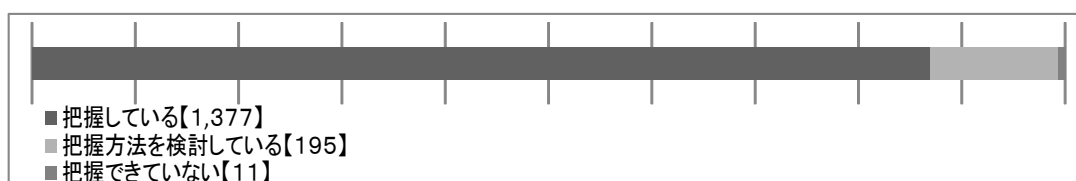
※（ ）内は、平成24年度の割合。

第3章 補足調査票の分析結果について

平成25年度の調査においては、ガイドラインに基づく体制整備等の基本的事項を継続して把握し、フォローアップするため、新たに補足調査票の提出を求めたところであり、補足調査票の各項目における個別分析結果は、以下のとおりである。

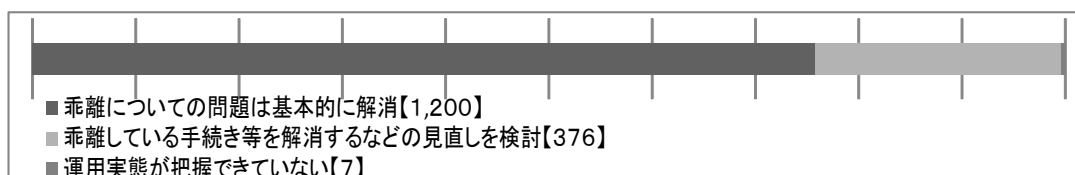
1. 最高管理責任者等による事務処理手続きに関するルールの運用実態の把握状況について

各機関におけるルールと運用の実態が乖離していないか等の観点から見直しを行うためには、ルールの運用実態を把握することが必要である。各機関におけるルールの運用実態の把握状況については、87.0%の機関で「把握している」と回答している。また、12.3%の機関が「把握方法を検討している」と回答しているが、0.7%の研究機関にあっては「把握できていない」と回答している。



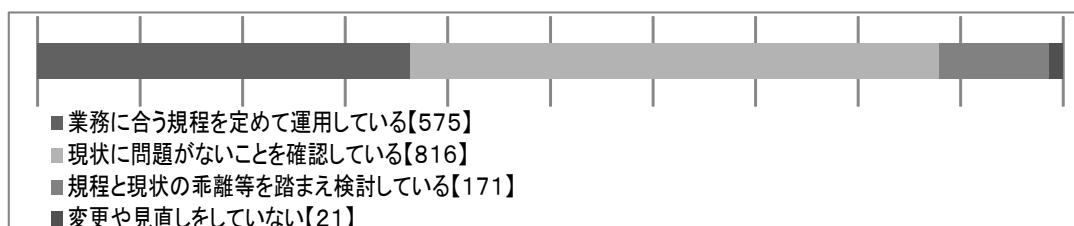
2. ルールの明確化・統一的な解釈に基づく運用に向けた取組状況について

ルールの明確化・統一的な解釈に基づく運用については、75.8%の機関が「定められているルールは、運用実態との乖離についての問題は基本的に解消されている」と回答している。また、23.8%の機関が「運用実態と乖離している手続き等を解消するなどの見直しを検討している」と回答しているが、0.4%の機関にあっては「部局の運用実態が把握できていない」と回答している。



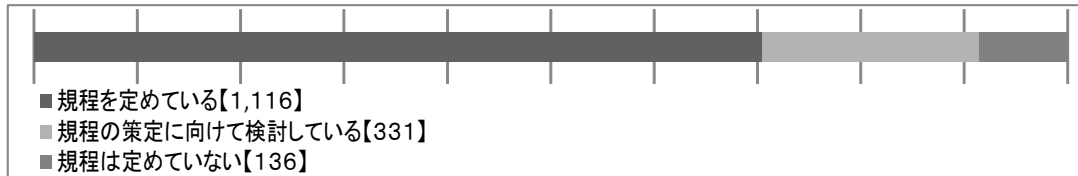
3. 適切な決裁権限規程及び職務分掌規程の制定状況について

決裁権限規程及び職務分掌規程については、36.3%の機関が「過去の慣例にひきづられることなく、現状業務に合う形で規程を定めて運用している」、51.6%の機関が「現状に問題がないことを確認している」、10.8%の機関が「現状業務と職務分掌規程等の乖離における問題について整理、見直しを検討している」と回答しており、98.7%の機関で現状の確認、見直しがなされている。



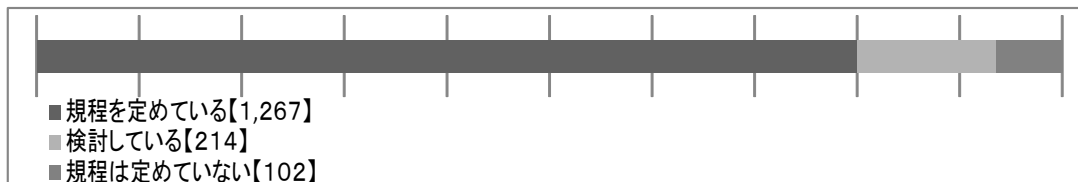
4. 不正使用に係る調査に関する規程の整備状況について

不正使用に係る調査の手続き等を明確に示した規程の整備状況については、70.5%の機関で「規程を定めている」が、20.9%の機関が「規程の策定に向けて検討している」、8.6%の機関が「規程は定められていない」と回答している。



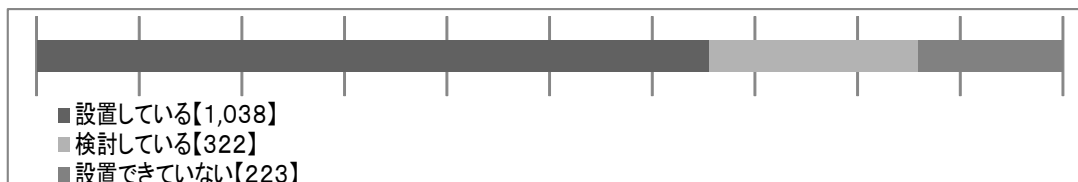
5. 不正使用を行った者に対する懲戒の根拠規程の整備状況について

不正使用を行った者に対する懲戒の根拠規程については、80.0%の機関で「規程を定めている」、13.5%の機関が「規程の策定に向けて検討している」と回答している。しかしながら、6.5%の機関では、「規程は定められていない」と回答している。



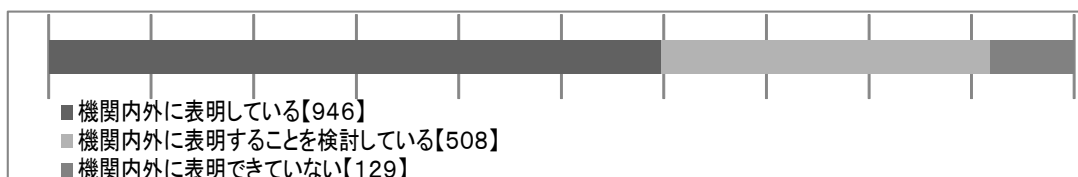
6. 防止計画推進部署の設置について

防止計画推進部署の設置については、65.6%の機関で「設置している」と回答があり、「検討している」と回答した機関は20.3%、「設置できていない」と回答している機関は14.1%であった。



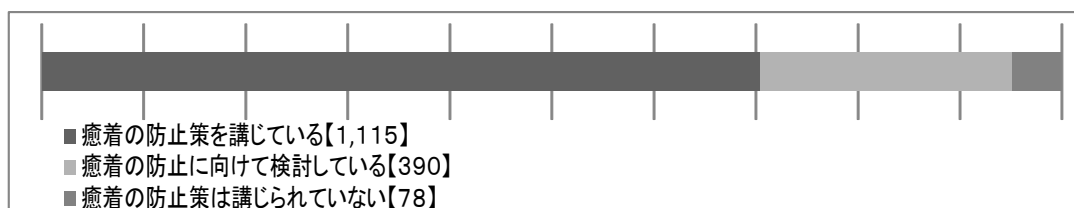
7. 最高管理責任者による進捗管理等について

最高管理責任者による進捗管理に関しては、「機関内外に表明している」と回答した機関は59.8%、「検討している」と回答した機関は32.1%、「表明できていない」と回答した機関は8.1%となっている。



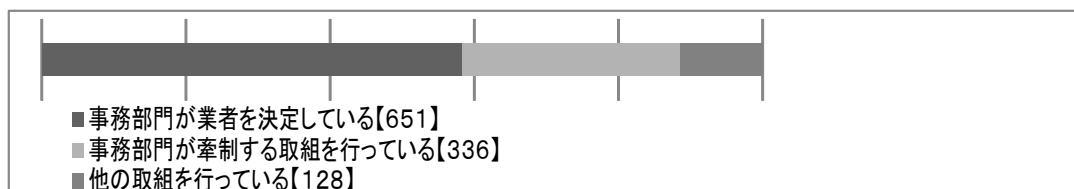
8. 研究者と業者の癒着の防止に向けた取組状況について

研究者と業者の癒着については、70.4%の機関が「防止策を講じている」と回答し、「検討している」と回答した機関は24.7%、「講じられていない」と回答した機関は4.9%となっている。



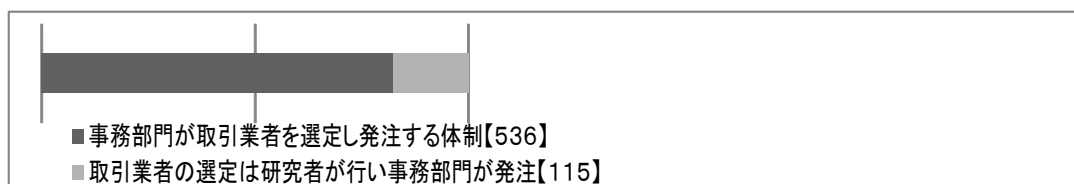
9. 研究者と業者の癒着の防止策を講じている場合の取組事例について

研究者と業者の癒着の防止策を講じている機関の取組事例としては、「事務部門が業者を決定している」と回答した機関が58.4%、「事務部門が牽制する取組を行っている」と回答した機関が30.1%、「他の取組を行っている」と回答した機関が11.5%であった。



10. 研究者と業者の癒着の防止策として事務部門が業者を決定している場合の業者の選定について

事務部門が業者を決定している場合については、「事務部門が取引業者を設定し発注する体制となっている」と回答した機関は82.3%、「取引業者の選定は研究者が行い、事務部門が発注している」と回答した機関は17.7%であった。



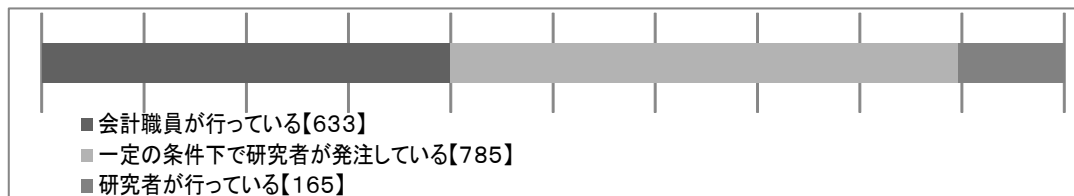
11. 研究者と業者の癒着の防止策として事務部門が牽制する取組を行っている又は、事務部門が業者を決定している以外の取組を行っている場合における取組内容について

【取組内容の事例】

- ・ 指定する取引業者に限り、研究者に発注権限を委任している
- ・ 取引業者との間で「取引基本契約」を締結している
- ・ 求めに応じ元帳や財務諸表等の会計書類の提出の義務づけ突合による確認
- ・ 取引業者への訪問による不正防止のためのコンプライアンスの徹底の要請
- ・ 資材購買部門担当者以外の接触を禁止

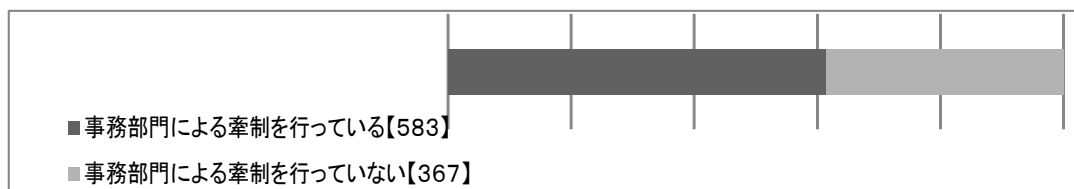
12. 発注業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組について

発注業務については、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステム管理が求められており、発注が誰により行われているかについては、「発注業務はすべて会計職員が行っている」と回答した機関が40.0%、「一定の条件下で研究者が発注している」と回答した機関が49.6%、「すべて研究者が行っている」機関が10.4%となっている。



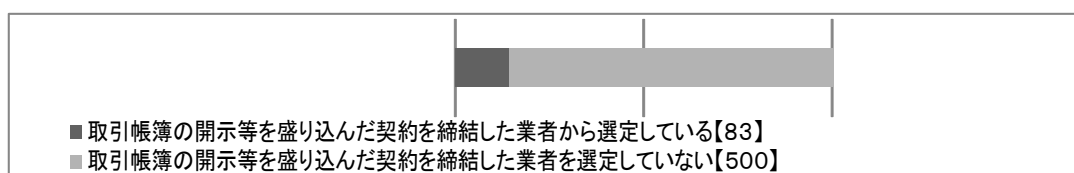
13. 発注業務において一定の条件下で研究者が発注している、又は、すべて研究者が行っている場合について

発注業務を研究者が行っている場合について、「事務部門による牽制を行っている」と回答した機関は61.4%、「事務部門による牽制を行っていない」機関は38.6%であった。



14. 発注業務を研究者が行っている場合に事務部門による牽制を行っている場合について

発注業務を研究者が行っている場合に事務部門による牽制を行っている機関について、「取引帳簿の開示等を盛り込んだ契約を締結した業者から選定している」と回答した機関は14.2%、「取引帳簿の開示等を盛り込んだ契約を締結した業者を選定していない」と回答した機関は85.8%であった。



15及び16. 研究用物品の検収業務体制及び、該当する選択肢（5は除く）の実施について

「全ての研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を規定している」又は「一部の研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を省略する例外的な取扱いを規定し、補完的な代替措置を規定している」と回答した機関のうち1,470機関 [92.9%] が検収業務を適正に実施している。

一方、検収業務が確実に実施できていない機関、又は、検収業務において規程等の整備が十分でなかった機関は、113機関 [7.1%] であった。

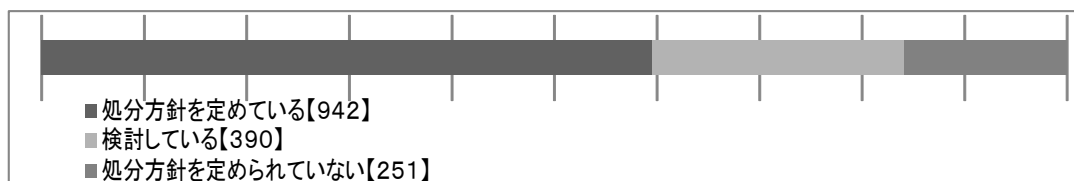
研究用物品の検収業務体制について	規定どおり	
	実施している	実施できていない
1. 全ての研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を規定している	1,361	17
2. 一部の研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を省略する例外的な取扱いを規定し、補完的な代替措置を規定している	109	2
3. 一部の研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を省略する例外的な取扱いを規定しているが、補完的な代替措置は規定していない	28	5
4. 全ての研究用物品において、発注した当事者（研究者）による検収業務を規定している	33	2
5. 全ての研究用物品において、検収業務を規定できていない		26
機 関 数		1,583

17. 「①一部の研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を省略する例外的な取扱いを規定し、補完的な代替措置を規定している」または「②一部の研究用物品において、発注した当事者（研究者）以外の者による検収業務を省略する例外的な取扱いを規定しているが、補完的な代替措置は規定していない」場合における、検収業務を省略する例外的な取扱いや補完的な代替措置について

<p>【検収業務を省略する例外的な取扱いの事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一定金額未満の購入 (2) 学内生協での購入 (3) ダウンロードしたソフトウェアライセンス・デジタルライブラリの購入 (4) 宅配便による直送、業務時間外の納品 (5) 海外・学外における購入・納品
<p>【上記についての事後確認の事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記（1）～（4）においては、後日、抜き打ちやサンプリングによる調査を行い、特に（1）において、同一・同類のものを大量に購入したり、分割発注の恐れのあるものなどを対象に調査している。 ・上記（5）においては、購入した物品を持ち帰ってもらい、後日、検収を行ったり、現地にて消費してしまうものは写真での撮影、空箱・包装紙等により確認するなどしている。

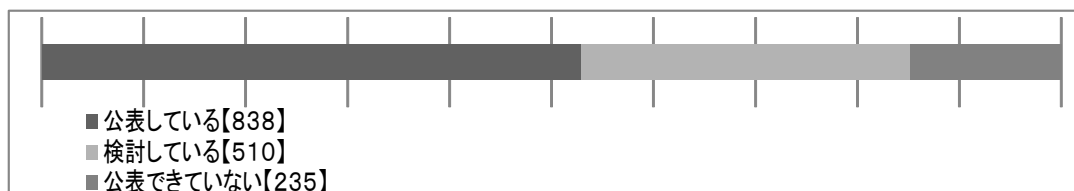
18. 不正な取引に関与した業者への対応状況について

不正な取引に関与した業者への対応については、59.5%の機関が「業者に対する処分方針を機関として定めている」と回答し、「検討している」と回答した機関は24.6%、「処分方針を定められていない」と回答した機関は15.9%であった。



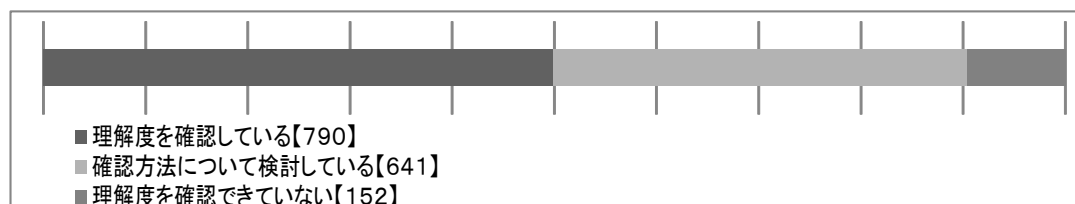
19. 不正への取組に関する機関の方針と意思決定手続きの外部への公表について

不正への取組に関する機関の方針と意思決定手続きの公表状況については、52.9%の研究機関で「公表している」と回答しており、「公表方法等について検討している」と回答している機関は32.2%、「公表できていない」と回答した機関は14.9%となっている。



20. 研究者及び事務職員の競争的資金等のルール等に対する理解度の確認について

行動規範や競争的資金等のルールに関する理解度の確認状況については、49.9%の機関が何らかの形で「理解度を確認している」と回答しており、「確認する方法について検討している」と回答している研究機関は40.5%、「理解度を確認できていない」と回答した研究機関は9.6%となっている。



以上の結果、ガイドラインに基づく体制整備等の基本的事項について、各機関においては概ね達成しているところであるが、発注・検収業務について、当事者以外のチェックやその場合の補完的な代替措置の対応が不十分である機関があることから、当該機関においては、引き続き、体制整備の充実を図ることが望まれる。

第4章 おわりに

昨今、不正事案が、相次いで社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、文部科学省では、改めてこれまでの対応について総括を行い、今後講じるべき対応策について集中的に検討を行うため、平成25年8月に文部科学副大臣の下に設置された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」において、同年9月に中間取りまとめ(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照)を行った。

これを受け、「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の不正事案の発生要因を考慮しつつ、ガイドラインの具体化・明確化を図るといった趣旨の改正を平成26年2月に行ったところである。

各機関では、平成19年度のガイドライン制定時から、その性格や規模を踏まえ、創意工夫ある体制整備を進めてきた具体の取組について、ガイドラインの改正点を取り込み、改めて、PDCAサイクル<Plan(計画)・Do(実施・実行)・Check(点検・評価)・Action(改善)>を徹底することにより、より実効性ある取組が一層推進されることを強く期待する。

また、巻末の過去の不正使用の事例等も参考・活用しつつ、更なる体制整備の充実及び関係者の意識改革に取り組んでいただきたい。

なお、文部科学省においても中間取りまとめを踏まえ、様々な情報発信を通じて、機関の不正防止対策への支援に努めてまいりたい。